

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済等を求める意見書

アスベスト（石綿）を大量に使用したことによる健康被害は、建設業に従事する労働者をはじめ、国民全体に広がり、現在でも建物の改修や解体に伴うアスベストの飛散が続いている。また、建物の倒壊を招く地震などの自然災害による健康被害の拡大も危惧されるところである。

アスベストによる健康被害は、欧米諸国では製造業従事者に多くの被害者が出ているのに対し、日本では建設業従事者に多大な被害が生じていることが特徴である。これは、日本においてはアスベストの多くが建設資材等として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化・耐火工法としてアスベストの使用が進められてきたことに大きな原因がある。加えて、アスベスト含有建材製造企業等が、十分な対策を講じてこなかったことも要因の一つである。

特に、建設業は、重層下請け構造であることや従事者が多くの現場で従事することから、労災に認定されることにも困難が伴っており、また、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もないのが実情である。「石綿による健康被害の救済に関する法律」による救済も十分なものではなく、同法の抜本改正が求められるところである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が生活できる補償を実施するとともに、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちに講じ、アスベスト問題を早期に解決するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成31年3月19日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
環境大臣



あて